

加賀市公告第 46 号

制限付き一般競争入札について

制限付き一般競争入札を行いますので、加賀市財務規則(平成17年加賀市規則第35号)第123条第1項の規定により公告します。

令和4年5月6日

加賀市長 宮 元 陸

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 配水施設更新事業 橋立加圧ポンプ場 機械・電気設備更新工事
- (2) 工事場所 加賀市 大聖寺敷地 地内
- (3) 工 期 令和5年3月31日まで
- (4) 工事概要 ・電気設備工事  
配水ポンプ盤交換 N=1式  
・機械設備工事  
配水ポンプ分解整備 N=1式
- (5) 入札方法 電子入札

2 予定価格 28,200,000円(税抜き)

3 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる条件の全てに該当する者としてします。

- (1) 令和4年度の加賀市建設工事競争入札参加資格者名簿において、電気一式工事の等級がA等級に格付された者であること。

- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可に係る営業所又はその委任先の所在地が石川県内にある者であること。
- (3) 審査基準日が令和4年1月1日直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下「評定値通知書」という。)の内、電気工事に係る年間平均完成工事高が62,000千円以上であること。
- (4) 平成29年度から令和3年度までに国又は地方公共団体等(企業団を含む。)が発注した上水道ポンプ施設において、ポンプ直送配水方式の電気設備の新設又は更新工事を元請施工した実績を有する者であること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後、資格の再認定を受けた者は除くものとする。
- (7) 役員(役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参加している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。
- (8) 公告の対象工事の開札日において加賀市の指名停止措置を受けていない者であること。

#### 4 入札参加申込みの手続

- (1) 入札参加を希望する者は、加賀市の電子入札システムにおいて、次の書類を添付の上参加申込みをしてください。
  - ・入札参加資格確認申請書
  - ・評定値通知書の写し
  - ・「3 入札参加資格(4)」中の実績に関する書類
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) CORINS登録の竣工時のカルテの写し又は申告実績が確認できる契約図書等の写し
- (4) 受付期間は、令和4年5月6日(金)午前9時から令和4年5月17日(火)午後5時まで(時間厳守)とします。システム障害、カード破損その他のやむを得ない事由により電子入札システムで申請できない場合は、紙により入札参加資格確認申請書及び紙入札方式承認願、各2部を令和

4年5月17日(火)午前9時から同日正午まで(時間厳守)に加賀市総務部財政課契約グループへ提出してください。なお、入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知します。

## 5 入札及び契約の条件

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| (1) 入札保証金      | 免除               |
| (2) 契約書の要否     | 要                |
| (3) 工期(履行期限)   | 令和5年3月31日        |
| (4) 契約保証金      | 要 金銭的保証(付保割合10%) |
| (5) 前金払        | 有(請負額の40%以内の額)   |
| (6) 部分払又は中間前金払 | 有 ※              |

※ 落札決定後に部分払と中間前金払のいずれかを届け出るものとし、その後において変更することができません。

- |            |   |
|------------|---|
| (7) 最低制限価格 | 有 |
|------------|---|

## 6 設計書、仕様書、図面及び契約条項を示す場所

加賀市総務部財政課契約グループ

(入札情報システムの入札予定画面から本工事の設計図書をダウンロードしてください。なお、設計図書の貸出しを希望する場合は、加賀市総務部財政課契約グループまで連絡してください。)

## 7 設計図書の質問及び回答

設計図書に関して質問がある場合は、次に従い書面(様式自由)により提出してください。

質問 令和4年5月18日(水)午後5時まで(郵送の場合は必着)

回答 令和4年5月19日(木)までに、入札情報システムの【入札予定参照】の画面にある「説明文書等」の項目において添付ファイルにて通知します。

## 8 入札執行場所及び日時

- |            |                  |
|------------|------------------|
| (1) 執行場所   | 加賀市役所 別館3階302会議室 |
| (2) 入札開始日時 | 令和4年5月20日(金)午前8時 |

- (3) 入札書提出締切日時 令和4年5月23日(月)午後5時
- (4) 開札日時 令和4年5月24日(火)午前10時

## 9 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出してください。
- (2) 工事費内訳書の様式は、入札情報システムからダウンロードした設計図書のExcelファイルを使用してください(自由様式不可)。
- (3) 工事費内訳書を提出しないときは、入札に参加できません。

## 10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 工事費内訳書を提出しない者のした入札
- (3) 加賀市競争入札心得に違反した者のした入札

## 11 その他入札に際しての注意事項

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 書類の作成に係る費用及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 再度入札は2回(第1回を含めて3回)を限度とします。再度入札となった場合は、その当日と翌日を含む2日間の再入札書受付期間を設定することを原則とし、新たに通知することとします。再々度の場合も同様とします。
- (4) この公告及び詳細については、加賀市総務部財政課契約グループまでお問い合わせください。

## 12 問い合わせ先

加賀市役所総務部財政課契約グループ

〒922-8622

加賀市大聖寺南町ニ41番地

電話 0761-72-7810

FAX 0761-72-5650